

議第90号

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年呉市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後														
	<p style="text-align: center;"><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第4条の2 管理者は、第2条に規定する事業の効果的な運営のために必要があると認められるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に次の水道施設（これらに関連する施設及び設備（広島県から事務委託を受けている施設及び附属設備を含む。）を含む。）の管理を行わせることができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮原浄水場</td> <td>呉市青山町7番1ほか</td> </tr> <tr> <td>本庄水源地</td> <td>呉市押込1丁目1238番ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管理者は、第2条に規定する事業の効果的な運営のために必要があると認められるときは、指定管理者に次の工業用水道施設（これらに関連する施設及び設備を含む。）の管理を行わせることができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮原浄水場</td> <td>呉市青山町7番1ほか</td> </tr> <tr> <td>二河水源地</td> <td>呉市莊山田村字東二河平甲11653番1ほか</td> </tr> <tr> <td>鍋崎配水池</td> <td>呉市警固屋1丁目173番2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>（指定管理者が行う業務）</u></p> <p>第4条の3 指定管理者が行う業務は、次の</p>	名称	位置	宮原浄水場	呉市青山町7番1ほか	本庄水源地	呉市押込1丁目1238番ほか	名称	位置	宮原浄水場	呉市青山町7番1ほか	二河水源地	呉市莊山田村字東二河平甲11653番1ほか	鍋崎配水池	呉市警固屋1丁目173番2
名称	位置														
宮原浄水場	呉市青山町7番1ほか														
本庄水源地	呉市押込1丁目1238番ほか														
名称	位置														
宮原浄水場	呉市青山町7番1ほか														
二河水源地	呉市莊山田村字東二河平甲11653番1ほか														
鍋崎配水池	呉市警固屋1丁目173番2														

	<p><u>とおりとす。</u></p> <p><u>(1) 施設の運転監視に関する業務</u></p> <p><u>(2) 水質管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 施設の維持及び修繕に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる業務に付随する業務</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第4条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく企業管理規程その他管理者が定めるところに従い第4条の2第1項及び第2項に規定する施設の管理を行わなければならない。</u></p>
--	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)
- 2 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第2条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が指定する期間内に、次に掲げる書類を添えて、市長等に当該申請をしなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第2条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、市長、<u>上下水道事業管理者</u>又は教育委員会（以下「市長等」という。）が指定する期間内に、次に掲げる書類を添えて、市長等に当該申請をしなければならない。</p>

(提案理由)

呉市水道事業及び呉市工業用水道事業において宮原浄水場等の管理を指定管理者に行わせることができる旨の規定の追加等をするため、この条例案を提出する。